配偶者からの暴力を理由に避難している方の申出の手続

◎**申出期間中（２０１９年５月２７日から６月７日まで）**に、今お住まいの市区町村の商品券担当窓口へ「申出書」を提出してください。

（「申出書」は、お住まいの市区町村窓口のほか、婦人相談所や、専用ホームページ（https://www.02premium.go.jp）などで入手できます。）

※　２０１９年６月７日を過ぎても、「申出書」を提出することはできます。

ただし、申出いただいた旨の連絡が、住民票がある市区町村に届いた時点で、すでに購入引換券が配偶者等に対して交付されてしまっている場合、申出を行った方への交付はできませんのでご留意ください。

◎　「申出書」には、次の書類の添付が必要です。

（チェックシートとして使用できます。）

□　配偶者からの暴力を理由に避難していることが確認できる書類（以下のいずれかの書類）

（同伴者がいる場合は、同伴者についても記載されていることなどが必要です。）

□　婦人相談所等が発行する証明

□　保護命令決定書の謄本又は正本

※　２０１９年１月２日以降に今お住まいの市区町村に住民票を移し、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を受けている方は、その旨を申し出れば市区町村において確認がとれるため、上記の書類は必要ありません。

□　医療保険上、配偶者の被扶養者となっていないことが確認できる保険証の写し

（国民健康保険に加入されている方については、配偶者と別世帯となっていることが確認できる保険証の写し）

（同伴者がいる場合は、同伴者の保険証も必要です。）

□　２０１９年１月１日以前に配偶者と生計を別にしていた方は、２０１９年１月１日以前に生計を別にしていたことが確認できる書類（以下のいずれかの書類）

（保険証の写し等で確認できる場合は、不要です。）

□　婦人相談所が発行する一時保護証明書等

□　配偶者からの暴力を理由に避難している方の保護を行う施設等の職員が記入した入所日を示す文書

□ご自身名義の公共料金の納付証明書等

◎ 「申出書」に基づき、住民票がある市区町村へ連絡しますが、「申出書」に記入された今お住まいの住所等の情報は知らせません。

◎ 購入引換券の交付申請手続は、申出手続とは別に行う必要があります。

◎ 詳細につきましては、今お住まいの市区町村にお問い合わせください。